

「憲政」と「依憲執政」

——「中国夢」の「法治」を考える——

但 見 亮*

はじめに

I 「憲政夢」顛末

II 「中国夢」と「法治」

おわりに

はじめに

ニューヨーク・タイムズによる「2013年中国重大公共事件」では、まず報道の自由が問われた「南方週末事件」がその冒頭を飾り、著名ブロガーの弾圧、そして「民主派教授」の失職が続いた上で、「憲政之争」の「激烈化」が紹介されていた¹⁾。このリストが如実に表わすように、2013年の中国では、憲法（理論）上の権利または諸原則の実現を目指す動きと、これに対する批判・抑圧的な動きが続けざまに生じていた。そこにはいつものように、「民主人士」の権利のための闘争とそれに対する「当局」による抑圧、という様相が見られていたが、それと同時に、指導部の交代による変化への期待（または働きかけ）の中で、統治理念の核心に関わる問題がクローズアップされ、「憲政」（Constitutionalism）または「反憲政」を標榜する議論が華々しく展開されることとなっている²⁾。結果として、議論の内容とその経緯の中に、今後の憲法の位置づけや用いられ方への思

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第13巻第2号 2014年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科准教授

1) <http://cn.nytimes.com/china/20140107/cc07list/>（URLについては2014年4月16日最終確認）。なお、本稿は2013年7月27日に催されたヴェーバー法理論・比較法文化論研究会で行った報告（但見亮「中国における『憲政』をめぐる議論の様相——焦点としての『普遍性』を中心に」）を基礎とし、そこで頂いた批判・意見に学びつつ、新たな内容を加えて作成したものである。同研究会の方々に、この場を借りて感謝を申し上げたい。

惑ないし可能性が浮かび上がり、習近平が統治のスローガンとして打ち出す「中国夢」³⁾の下に展開する「法治」の姿を展望する格好の材料になったのである。

以下、本稿では、「憲政夢」をめぐる事件とそれに関わる議論の概要を紹介することを通じて、中国における「憲政」の理論と現実について考察するとともに、「中国夢」を指針とする時代の「法治」の姿を浮かび上がらせ、以て「憲政」と「法治」の今後について若干の展望を行ってみたいと思う。

I 「憲政夢」顛末

1. 南方週末事件

(1) 事件の概要

表記の事件は、主要紙の中で突出してリベラルな姿勢が目立つ広州市の「南方週末」の年初号の巻頭辞が、記者によって書かれた当初の内容から、広東省共産党委員会宣伝部によって全く違う文章に勝手に書き換えられた、とされる事件である。そのような「改ざん」自体は珍しくもないのかもしれないが、それが他ならぬ「南方週末」で起こったこと、そして何よりその経緯がネット上で暴露されたことにより、2013年初頭に中国及び中華圏で広く論争と騒動を引き起こすこととなった⁴⁾。

以下では、本稿の関心に沿って、「憲政」に係る記述が「改ざん」前後の巻頭辞においてどのように異なるか、という点を簡単に見ておきたい⁵⁾。

① 「中国夢、憲政夢」(原版)

-
- 2) 本文中「憲政」というとき、それは中国語の「憲政」を意味するものであり、日本語の憲政とは意味合いが異なる。IIの1において詳述するが、それは一般にConstitutionalismの意味で用いられることが多い。同様に、「中国夢」「憲政夢」「中国特色」「依憲執政」など、日本語としては若干不自然な原語をそのまま用いる際には、「」をつけて示すこととした。なお、中国共産党については単に「党」とし、中国共産党中央委員会についても「党中央」とすることがある。
 - 3) 新総書記の習近平がその施政方針として示すもの。その内容については、但見亮『「中国夢」——習時代が求める『信仰』のかたち』中国研究月報2014年5月号を参照されたい。
 - 4) 日本で紹介するものに、朝日新聞2013年1月10日社説「中国の検閲——言論の自由とめられぬ」など。

現実には掲載されず、後にネット上で暴露された「原版」とされる文章は、「中国夢、憲政夢」と題するものである。そこでは、まず「御堂で発せられた憲政の強い声が響き渡った」として、「憲法の実施」を強調する新総書記の言葉を紹介した上で、歴史を紐解き、アヘン戦争により目覚めた人々が自由と民主を求め、辛亥革命を経て共和国を打ち立てながら、引き続き戦乱の中で果たせなかった夢を「憲政の夢」と捉え、その「夢を実現すべき時代が来た」とする。

そして、「憲政を実現し、権利を固く守ることによって初めて、人々は心のままに輝く日々を送ることができ」、「憲政を実現し、権限の分立と制限を行って始めて、公民は大きな声で公権力の批判を行うことができる」のであり、そうして「人々が内心の信仰に従い自由な生活を送ることにより、初めて自由で強大な国家を打ち立てることができるのだ」と論ずる。

そして「夢を抱くこと、夢を実現することは天賦の権利である！」と高らかに宣言し、「中国夢はそもそも憲政夢でなければならない」と訴え、「中国の夢、自由の夢、そして憲政の夢」という言葉に自らの主張を結晶させている。

② 「我々はどの時代よりも夢に近づいている」（差替版）

これに対し、差替え後実際に掲載された上記表題の文章は、大急ぎで差し替えられたためか、原版の半分以下の短い文章となっている。その内容は、同様に新総書記の発言を紹介し、苦難の歴史を説くものであるが、原版が清末以来の歴史を「憲政」を求める戦いと捉えるのに対し、差替版では、清末以来の歴史は「百年余りの骨にまで浸みる痛み」を超えて、共産党の下で「新中国が『立ちあがり』、改革開放で『富みはじめ』、新世紀で『強くなった』」ものである、と総括されている。

そして、「中華民族の偉大な復興、それこそが中華民族の近代以来の最も偉大な夢である」、また「国家がよく、民族がよくて初めて人民もよくなる」といった新総書記の言葉を引きつつ、そのような「夢が正に一步一步現実になりつつある」ことを強調している。

5) 「原版」「差替版」とも、BBCの中国語サイトに紹介された「《南方週末》元旦献辞両版本比較」http://www.bbc.co.uk/zhongwen/simp/chinese_news/2013/01/130104_nanfang_zhoumo_newyear.shtmlによる。

(2) うやむやの「夢」とそのつづき

このように、所謂「南方週末事件」では、「巻頭辞」の原版と差替え版の両方が、それぞれ新総書記の講話に依拠しつつ、所謂「中国夢」について大きく異なる理解を掲げることとなった。その点からすれば、原版の「中国夢は憲政の実現である」とする「中国夢」理解こそが、突然の差替えを招く理由であった、と考えるのが素直であろう。

しかし、中華圏を巻き込む幅広い反発のゆえか、または「憲政夢」という主張自体がもたらしうる影響が警戒されたゆえか、所謂「主流メディア」⁶⁾には、この「夢」はその内容の当否というよりも記者の倫理・道徳、そしてメディアの情報管理の問題、としてうやむやに済ませる、という方向が見られていた⁷⁾。

ところが、そのほとぼりも冷めやらぬうちに、「憲政夢」をそのまま退場させてはならず、その「夢」が持つ誤りを糺し、正しい「中国夢」に引き戻さなければならぬ、という強い意識に支えられた一連の運動が出現する。それは、中国人民大学教授の楊暁青の論文を発端とし、類似の主張を展開することになる「反憲政」の動きであり、そのような主張が、2013年を通じてメディアを席卷することとなったのである。

2. 「憲政」論争

(1) 「反憲政」論文のインパクト

楊暁青の「憲政と人民民主制の比較研究」と題する論文は、2013年5月21日刊行の「紅旗文稿」に掲載された⁸⁾。楊は法学者ではなく政治学を専門とするが、

6) 一般的に主要な新聞やテレビを意味する場合もあるが、中国について言う場合は特に政府や党の主張を伝えるもの、という意識が強くみられる。例えば鉄流「“中国夢”与“憲政夢”」は、「全国主流メディアで」「見られるのは『党のメディア管理は揺るがない』、『雷鋒に学び、良い人の善い行いを宣伝せよ』といったもの」ばかりであるとしている。
<http://boxun.com/news/gb/china/2013/03/201303110021.shtml#.UdA1JZeCh3c>

7) 環球時報「南方週末“致読者” 實在令人深思」<http://opinion.people.com.cn/n/2013/0107/c1003-20120508.html>は、「西側であっても、『主流メディア』は政府にあからさまに対抗するような選択はしない」として、「南方週末を愛するすべての人々は問題の鎮静化に協力してほしい」と呼びかけている。なおこのコラムは他の新聞そしてテレビなどで広く全国に紹介されている。例えば東方電視台2014年1月7日朝7時放送の「看東方」など。

かねてから「憲政自由派」の主張に反対する「社会主義原理派」として知られ、とりわけ司法の独立を中心とした制度改革の主張を展開する北京大学教授の賀衛方を激しく批判していた⁹⁾。

今回「反憲政」の先鋒というべき位置づけとなった同論文を、その章立てに基づいて大まかに見てみると、それは主に以下のような内容となっている。

① 「憲政の核心的制度要素及び理念」

同論文は、まず i 所有制、ii 民主制、iii 統治機関、iv 司法と憲法、v 軍隊について、「西側の憲政」と「我々の制度」である「人民民主制」との比較を行う。その結果、i 「憲政」は「私有制的市場経済」を基礎とするが「人民民主制」は公有制を基礎とする多種の所有制が併存する、ii 「憲政」は「ブルジョア利益集団のみを代表する」議会民主制を実行するが「人民民主制」は「一切の権力が人民に属する人民代表大会制度を実行」し、それは「革命の勝利」により「疑いを容れない合法性」を有する共産党により指導される、iii 「憲政」は三権分立による抑制と均衡のシステムをとるが、「人民民主制」は「議行合一」により人民代表大会が最高権力機関の地位に置かれる¹⁰⁾、iv 「憲政」では司法の独立により司法機関が違憲審査権を行使するが、「人民民主制」では全人代が憲法の実施を監督し、司法機関も党の指導を受ける、v 「憲政」では軍隊は「中立化・国家化」するが、「人民民主制」では党の絶対的指導を受ける、という点で、両制度はその「核心的要素」において異なることがわかる。

② 「憲政の政治的強権、ロゴス覇権主義とその虚偽性」

表面的に「主権在民」や「三権分立」などを謳う「憲政」であるが、その実はブルジョア階級の財産的支配に過ぎず、その虚偽性を覆い隠すため、その所謂「普遍的価値」を世界的に普及させてロゴス（原語は「話語権」。単語や語法の支

8) 人民日報のサイト (<http://theory.people.com.cn/n/2013/0522/c40531-21566974.html>) で全文を見ることができる。尚、以下「楊論文」とするものはいずれも本論文である。

9) 紅色文化ネット「楊暁青：賀衛方的“司法独立”是要“搶奪”国家司法權力」<http://hsw.org.cn/wzxx/llyd/zz/2013-05-02/13441.html>

10) 但しこの「議行合一」については、本来決定（立法）と執行（行政）の一致を意味するはずであり、建国初期はまだしも、その後はわが国でもとられていない、という批判がなされる。郭道暉「当前反憲政思潮評析」<http://www.aisixiang.com/data/64752.html>（以下で「郭論文」とするときは本論文を指す）。

配による思想・理念の浸透を意味する)における覇権を打ち立て、以て経済・政治・思想のすべてを支配することを目指している。このような「普遍的価値」そして「憲政」といった用語が浸透すれば、かつての東欧やソ連のように、国家の変質と瓦解を招く恐れがある。

③ 「毛沢東は人民民主制度を憲政と称してよいと考えてはいなかった」

所謂「社会主義憲政」派は、毛沢東も「新民主主義の憲政」と称した演説を行っているなどとして、「人民民主制」における「憲政」の正統性を主張している。しかし、これは正に文脈を無視して一部の発言のみを論拠とするものである。毛は「憲政」を題する演説ですら、西側の「憲政」を明確に否定しているのであり、その後社会主義化の進行後は一度も「憲政」という言葉を用いていない。

④ 人民民主制度は決して「社会主義憲政」と称してはならない

人民民主独裁は実質的にプロレタリアート独裁であり、わが国の社会にはブルジョア階級の利益集団による分裂はないのだから、人民民主独裁において国家権力を人為的に分解し、三権分立を行うことは許されない。人民民主制度の憲法が確認する社会主義国家は、その核心的制度・理念において、「憲政」とは根本的に合致しない。そこでは、「中国共産党が指導する人民民主制度を強固なものとすることにより、中国共産党による憲法に依拠した執政、憲法に依拠した統治が、終始社会主義の道に沿って不断に改善し、勃興・発展していくことが保証されるのである」。

この楊論文は、同論文の紹介として、またそれも明らかにしないまま単に一種の「常識」または「正論」として、その後各地のメディアや党のサイトなどで広く掲載されることとなっている。

(2) 「法学界」の反応

かくも急激な「反憲政」の攻撃に対し、法学界の面々もまたネット上ですぐさま反応を見せたが、その内容はいたって冷静なものであった。

まず共産党支配の解体をも主張する過激な自由主義者と目される北京大学の賀衛方(但し党員である。専門は法制史)は、「反憲政」からの攻撃に直接反撃するのではなく、海外のメディアからの質問に答える形で自らの考えを述べている。

その中で賀は、このような「マルクス主義原理主義者」による「憲政」批判は以前からあったものだが、官と財とが強固に結びついた資本主義が荒れ狂う現状においては、「事実及び人類の経験による支持」を失っており、「彼らの文章には何らの説得力もなく、どうやってもつじつまを合わせようがない」として、「社会主義やマルクス主義が誤りであると気づいたら、そのように誤ったものは放棄すべきだ」と主張する¹¹⁾。

同様に、現行憲法の優れた規定をよりよく実現していくという主張が顕著な北京大学の張千帆（専門は憲法）は、「反憲政」の人々が現実の問題からかけ離れた社会主義や革命の「精神」など「理想」ばかり強調することを痛烈に批判する。そして、環境汚染や土地問題、そして貧富の差とそれによりもたらされる差別意識など、現状の問題はいずれも「憲政」の仕組みが機能せず憲法の規定が実現しないことによりもたらされるものであるとして、「主義」や「理念」の問題以前に、規定された憲法を実現するという意味での「憲政」の必要性を説く¹²⁾。

これらの「憲政民主」派¹³⁾と目される人々だけでなく、楊論文でやはり否定された「社会主義憲政」派（または「憲政社会主義」派）からも、楊論文に対する批判の声が上がった¹⁴⁾。「憲政社会主義」の中心的存在で、「法治三長老」の一人とされる郭道暉は、現状において中国では「市場経済」も代議制も採用され、また「西側憲政」の三権分立や司法の独立も国により様々であるとして、楊論文がいう「核心的要素」は実際の状況と食い違っていると指摘する。そして楊論文

11) 「対話賀衛方談中国憲政争議」 <http://www.zaobao.com/news/zbo/story20130604-212263>

12) 張千帆「要敢於面对中国的真問題」 <http://www.china-review.com/sbao.asp?id=5332&aid=32030> 参照。

13) 後に「秋石」論文が示す区分による（後述）。「秋石」論文が「憲政民主」派というとき、賀と張を意識していることは明らかであるが、具体的に「憲政民主」とその他の「憲政」を区分するメルクマールが何かは必ずしも明らかではない。

14) この区別は微妙だが、「憲政社会主義」の主張によれば、一般的に社会主義の下で憲政は可能だとする穏健な憲政承認的思考を「社会主義憲政」とする（「社会主義」自体の内容は問われない）のに対し、「社会主義」自体の内容を問題とし、それは本来的に「憲政」的なものでなければならないとして、「憲政」という実を伴った「社会主義」の実現を求める主張が「憲政社会主義」とされている。華炳嘯「第三届憲政与社会主義論壇基本共識」 <http://www.aisixiang.com/data/71760.html> 参照。

は「その謬論を覆い隠すために嘘で事実を抹殺する」もので、「無知でなければ何か別の隠された意図」により憲政の「罪状」を言い立てているだけ、と切り捨てる。加えて、問題の根本は社会主義の実質的内容、いわば社会主義の真偽・是非にあり、社会主義の本質であるはずの民主と自由に立ち返れ、と主張するのである¹⁵⁾。

このように、それぞれ立場の異なる学者は、いずれも「反憲政」の極端な主張を論理的に否定する、という冷静な反応を見せていた。そこには、少なくとも法学者の間で、「憲政」概念は一般的に定着しており、それ自体の当否を問う議論は既に過去のものである、という理解が見いだされる¹⁶⁾。正に郭論文が言うように、「反憲政」の主張は「陳腐で論理的に混乱したもの」であり、「その思考は倒錯し、論理は欠落、狼狽したもの」であって、「反駁にも値しない」ようにも思われたのだろう。

ところが、かくも「陳腐で混乱した」主張が、この後広く「主流メディア」で紹介されていったのに対し、「憲政」擁護の声は次第にトーンダウンし、ついには「憲政」に対する批判的な論調が中国のメディアを席卷することとなる。考えてみると、「反駁にも値しない」はずの「謬論」であるのに、「知識界理論界の驚きと反発を引き起こし、彼らが次々に立ち上がって疑問と反駁の声を上げた」というのは妙である¹⁷⁾。察するに、実は「知識界理論界」の側も、この「謬論」がもたらしうる危険を強く感じていたのであろう。

(3) 理論戦の結末

上述のように、「反憲政」の主張は中央・地方の各メディアに広がっていくのだが、それでも当初は、どのレベルの機関・組織がこれを公認または推進してい

15) 郭道暉・前掲注10)。

16) 「反憲政」の議論が生じるとすぐさま、許崇徳、江平、童之偉といった法学界・憲法学界の重鎮による「憲政」擁護の主張や論陣が張られた。とりわけ、憲法学界の最長老であった許崇徳が、「反憲政」の議論はまるで反右派闘争のごとくであり「既にその時は過ぎた」のであって、「憲政」は「西洋化」や「資本主義化」などではなく「法治国家の当然の義である」とした以前の論文が、財經ネットなどリベラルなサイトに再度掲載されたのが象徴的である(原文は「憲政は法治国家応有之義」法学2008年2期3頁以下)。

17) 郭道暉・前掲注10)。

るのか明確でなかった¹⁸⁾。とりわけ、「反憲政」の主張者には、「馬鐘成」、「鄭志学」といったダジャレのようなペン・ネーム（前者は「マルクスに忠誠」、後者は「政治学」と同音）を用いる正体不明の者も多く、その掲載先もイデオロギー性が非常に高いもの（上記「紅旗文稿」や「党建」など）、または「主流メディア」であっても主にその「傍流」（例えば人民日報そのものではなく「環球時報」や「海外版」など）であったことから、このような「反憲政」の主張に有力な背景があるとしても、それが中央の正式な決断とまでは言えない、と考える余地もあった¹⁹⁾。

しかし、このような淡い期待は、10月に「反憲政」の主張が「主流メディア」で一斉に報じられたことにより、明確に打ち消されることとなった。「秋石」（「求是」と同音）を名乗る人物による「党と人民が団結して奮闘する共同思想基礎を固めよ」が中共中央の理論誌である「求是」に掲載され、それが各メディアで広く紹介されただけでなく、中国のメイン・ニュースというべき CCTV（中央電視台）の「新聞聯播」で、文章の中身まで詳しく紹介されたのである²⁰⁾。この「新聞聯播」はそれ自体がゴールデンタイムに中国全土で放送されただけでなく、全国各地の TV 局で同一の内容が繰り返し放送されており、これが党中央の正式な声であることは明確であった。

その内容は、まさに南方週末巻頭辞の差替え版がそうであったように、「中華民族の偉大な復興こそが、中華民族の近代以来の最も偉大な夢である」「国家が富み強大で、民族が振興して、初めて人民が幸福になる」という習近平の「中国夢」講話を引いて、これが「党と人民が団結奮闘するための最大のコンセンサスである」とする。そしてこのような「共同思想基礎を固めるためには、必ず各種

18) 例えば賀衛方は、「官の側の最高レベルが事件に介入しているという形跡はあまり見られず」、「この問題における官の側の立場・態度はあまりはっきりしない」と述べている。賀衛方・前掲注 11)。

19) Qian Gang, The uncertain death of "constitutionalism", <http://cmp.hku.hk/2013/09/02/33944/> は、「反憲政」の主張に「有力な政治的背景があることは疑いない」が、（海外版やネット版を除き）「人民日報も求是も一言も発していない」ことから「憲政」は否定されるまでに至ってはいない、とする（但し、「8月末までの段階で」の記述である）。

20) 2013年10月16日放送。秋石「鞏固党和人民團結奮鬥的共同思想基礎」<http://theory.people.com.cn/n/2013/1016/c49150-23218275.html> に全文掲載。

の妨害を排除しなければならない」として、「普遍的価値」や「憲政民主」といった「政治思潮」は「西側の制度モデル」を「内容としかつ指向する」もので、「歴史ニヒリズム」²¹⁾同様に「甚大な危害をもたらす誤った思潮」である、とする。特に「憲政民主」は、『憲法はあっても憲政はない』、『共産党の一党独裁に合法性はない』、『党が法を凌駕している』などと言ってわが国を攻撃するもので、その根本目的は「共産党の指導を否定し、わが国の社会主義制度を改変する」ことにある、と主張する。

ここにおいて、「憲政」についての公式の評価は明確になり、「憲政」はそれが隠し持つ政治的な意図（＝政権転覆）により、社会主義に適合しない概念であり、その用語すら用いるべきでない、とされることとなった²²⁾。実際に、香港大学教授の銭鋼による調査では、2012年ネット上で「憲政」を題して論じられた文章は100%が肯定的なものであったが、2013年には86%が否定的な記述となった、という数字が紹介されている²³⁾。

さらに、2013年11月には、新浪など「主流メディア」に置かれていた「憲政民主」派の張千帆のブログがすべて「封殺」される、という事態に至った。張が犯罪や違法行為で拘束されたわけではなく、誰の命令でどうして「封殺」されるのかも告げられることなく、突然ブログが閉鎖されたのである。こうして、「憲政」論争は「憲政」主張を徹底的に排除する、という明確な意思の下に幕引きとなっている。

3. 「憲政」実践の終末

(1) 消えるネット「大V」

上記「秋石」論文で明確にされたように、「憲政」が否定されるべきなのは、その内容の問題よりも、むしろ「国際反中勢力」が「イデオロギーを浸透させて

21) ここでは主に共産党による解放という事実とそれに基づく体制を否定することを指す意味で用いられている。

22) 但し、後述のように、楊論文と異なり、「秋石」論文が明確に否定するのは「憲政民主」であり、「社会主義憲政」については明確にこれを排するわけではないなど、その主張は若干穏健になっているように思われる。

23) Qian Gang, China's political discourse in 2013, <http://cmp.hku.hk/2014/01/06/34866/>

人々の思想を乱し、党と人民が団結奮闘する共同思想基礎を瓦解させ」、以て「政治の動揺と政権の交代」をもたらそうとするという目的にある。つまり、重要なことは「憲政」の背後にある「思想」の浸透を阻止すること、すなわち、「共同思想基礎」を揺るがせるような「誤った思潮」に対する「思想防衛」ということになる。

2013年に大きく報道された「大V（有名ブロガー）」の拘束・処罰にも、このような意識を見出すことができる。中国では5月にはネット上での風説流布徹底取り締まりキャンペーンが打ち出され、8月には公安部による一斉取り締まりが行われていた。このキャンペーンの中で、激しい言辞で政府高官や軍、そしてメディアや公益法人の上層幹部などを批判していた「秦火火」、同様に政府高官の腐敗問題を告発していた新聞記者の劉虎、そして公益活動に熱心でテレビにも度々出演し、社会問題などについて論じていた投資家の薛蛮子など、ネット上をにぎわせた有名ブロガーが次々に逮捕・拘束されるに至った²⁴⁾。

彼らの拘束は、それぞれ違法経営や騒擾、さらには買春など、思想とは無関係の刑事犯罪に当たることを理由とするものであった。しかし、その拘束理由を問わず、速やかに彼らのサイトが閉鎖され、「主流メディア」を中心に彼らの「反社会、反体制」性や「猥雑」性が論じられ、あまつさえ、「逮捕」前であるにもかかわらず、全国放送のCCTVで「囚人服」のようなものを着せられた薛蛮子に自らの「罪状」を懺悔させている²⁵⁾。ここには、表向きの拘束・処罰理由に関わらず、ネット上などで「誤った思潮」を流布したことが根本的原因であることが容易に推察され、そのような「誤った思潮」を糺すためには断固たる手段をとる、という姿勢が明確に示されている。

(2) 「新公民運動」の惨状

これら有名ブロガーの処罰に比して、より「憲政」批判との関連が明白なのが「新公民運動」への取締りであった。同運動は「憲政」の実現を目標に、憲法上

24) 但見亮・前掲注3)に経緯を詳しく紹介している。

25) CCTVの報道特別番組「新聞1+1」(2013年8月29日放送)は30分ほどの番組枠を使って同事件の内容を詳しく伝えている。

の「公民」がその意識を高め、「公民」の有する憲法上の権利に基づいて、政治や社会の問題の解決を目指す、というものであった²⁶⁾。

このような主張すら取締りの対象となったことは、「憲政」主張が絶望的な挑戦であったことを如実に示している。というのは、上述の有名ブロガーらは、正面から明示的に「憲政」を求める行動をとっていたわけではないし、その言動には煽動的なものや侮辱的なものなど、その行為自体犯罪とされうるものも含まれていた²⁷⁾。これに対し、「新公民運動」に参加した人々は、公園や広場で許可を得ずに「公務員の資産公開」を求める横断幕を掲げたり、教育部など政府機関の門前で、出稼ぎ労働者の子女に対する教育上の差別撤廃を求めるなど²⁸⁾、表現内容ばかりかその行為態様においても、「衆合公共场所秩序かく乱罪」(刑法 291条)の構成要件該当性、または(犯罪の実質要件とされる)「社会危害性」を見出すことは難しいと思われたからである²⁹⁾。

問題の理解に資するため、この点を少し敷衍しておこう。形式上、訴追の対象となった行為は「衆合して公共场所の秩序をかく乱すること」であり、そこで問題とされるのは対象行為の態様とその結果ということになる。その点について該当の条文を見てみると、例示列举される「公共场所」(最後に「～等」とされる)は、駅や空港、マーケットや映画館など、いずれも特定目的で利用され一般に人が自由に往来する場所となっている。この点、教育部など政府機関の門前という場所は例示された場所と明らかに種類が異なる。

さらに、「公園」は刑法 291条の規定する「公共场所」に含まれてはいるが、そもそも「言論、行進、示威の自由」を認める憲法下で、「公園」という公共的

26) 同運動の中心人物である北京大学講師の許志永が2013年3月に拘束されていることから、時系列的には「憲政」論争や「大V」拘束に先立って行われたといえる。

27) 例えば「秦火火」の行為が誹謗罪及び騒擾罪に該当するとした朝阳区人民法院の判断にもそのような認識は明確に表れている。「秦志暉涉嫌誹謗、尋衅滋事罪宣判」<http://legal.people.com.cn/GB/51654/216514/383746/index.html>

28) 判決文を見ると、教育部と北京市教育委員会前、そして公園や広場での集合・抗議行動及びその際に警備員や警察などの制止を聞かなかった行為の「情状が重大である」とされている。http://wqw2010.blogspot.jp/2014/01/blog-post_6958.html 掲載。

29) 中国の刑法は実質的犯罪概念をとっており、「社会危害性」を有する行為を犯罪とする定義規定を置いている(13条)。

な場所で公共の問題に関わる横断幕を掲げたりビラを配ったりすることが「秩序をかく乱する」行為に当たるのか、という根本的な疑問がある。

加えて、同条の規定では「情状が重大」であって初めて犯罪が成立するとされているが、判決書によれば、訴追対象行為のうち、最も多数数として訴追されているのが100人余り、時間は長くて5、6時間（しかも人数は流動的で行為は間欠的）であり、情状として重大と言えるかは疑わしい。何よりも、程度の問題以前に、このような行為にそもそも「秩序をかく乱した」という社会危害性が認められるのか、という問いがある³⁰⁾。

これらの点を総合すれば、本件では、形式（構成要件該当性）及び実質（社会危害性）のいずれにおいても疑いの残る軽微な犯罪について、直接の行為者だけでなく、その「運動」に資金的または理論的に参加している人々まで幅広く拘束され³¹⁾、「首謀者」には法定刑の上限（5年）に近い判決（4年の実刑）が言い渡された、ということになる。それが純粋に刑法上の構成要件のあてはめの結果である、と考えるのは難しいだろう。

いずれにしても、憲法上の公民の権利の行使として行われたはずの「新公民運動」は、その参加者が一斉に拘束されるという結末を招いた。そして2014年1月26日、数千人に及ぶ警官を配して外国人記者や弁護士などを暴力的に追い払い、厳戒態勢の中でその首謀者とされる許志永に有罪判決を言い渡すことにより、「憲政」を徹底的に排除するという姿勢を国内外に明確に示すこととなったのである³²⁾。

30) このような疑問があるため、許志永の有罪判決には国内の学者からも強い批判と抗議の声明が出されている。例えば甘培忠（北京大学）、姚歆慶（中国人民大学）そして王湧（中国政法大学）ら所謂「法学5教授」の連名による「為什麼我們認為他無罪：對許志永聚眾擾亂公共場所罪一審判決的法律意見」など。<http://canyu.org/n84189c6.aspx>

31) 時事通信 2013年7月19日配信の記事によれば、2013年習近平体制で「新公民運動」の「拘束路線」がとられたことにより、一時全国で合わせて100人ほどが拘束されていた、とされている。http://newsokulog.com/news_112968.htm

32) 本判決については、朝日新聞 2014年1月27日7面「中国人権活動家に実刑 懲役4年 警官数千人が警戒」など日本でも紹介されている。

3. まとめ～「憲政」と「依憲執政」

このように、「憲政」をめぐる騒動の結果、理論においても、また実践においても、「憲政」は徹底的に否定され、その影響は実力で排除されることとなった。すなわち、中国には「憲政」などはなく、「法治」を凌駕する「独裁」によって「政治」³³⁾が行われていくに過ぎない……という結論が導かれそうである。

ところが、この「憲政」をめぐる論争の中で、「反憲政」側は「法治」を否定していたわけではない。それどころか、むしろ「憲政」の「政治性」を批判し、「法の尊厳と権威」を守れと声高に叫んでいるのである。

例えば、上記「秋石」の論文は、「我が党は従来から憲法が国家の根本法であることを強調し」「法による統治はまず憲法による統治であり、法による執政はまず憲法による執政（原語〔依憲執政〕）であると主張してきた」とする。そしてこのような状況下で尚も「憲政」を主張するのは、「我国の現行憲法を否定し、これに反対する」ためであることは「明らかである」、としている³⁴⁾。

同様に、「新公民運動」で拘束された許志永の裁判の経過を伝える環球時報もまた、その社説で繰り返し「法による統治」を主張している。曰く、同事件は許の主張内容ではなく、法律に違反する行為態様を問題とするものであって、「如何なる政治も法律の制限を超えてはならない」のである。然るに、「政治的異見分子」（反体制派のこと）は、「政治の地盤で法律の境界を越えようとする」ばかりか、取締・処罰を「民主に対する『鎮圧』である」と吹聴する。あまつさえ、「少数の弁護士は……非常にイデオロギー化し、何事も政治化して民族主義的に輿論を動員することに熱中しており、法律への忠誠が政治的熱情により徐々に覆われてしまっている」と嘆くなど、そこには「政治」「イデオロギー」的思考への嫌悪と、敬虔な遵法精神がほとぼしっているのである³⁵⁾。

33) ここでの「政治」の意味については、「環球時報」などの主張に現れた「政治」の文言に鑑み、自らが信奉する思想、信条、理念などに基づき、その発現としてまたはその実現を目指して行われる言論や行動及びそこで形成される社会関係一般、としておく。なお、これらの文脈で用いられる「政治」には、「法治」や党・国家の「主流意識形態」と異なるもの、という意識が強く見られている。

34) 秋石・前掲注20)論文。なお楊曉青・前掲注9)論文もこの点において同旨。

35) 2013年12月11日、2014年1月23日及び27日の環球時報の社説など。引用は23日のもの。

このように、「憲政」は「政治」的主張によって「法治」を破壊しようとする主張であり、党や国家が従来から行ってきた「依憲執政」こそが、憲法や法律に基づく「法治」に従い、それを実現するものである、というのが、「反憲政」の主張に通底するものとなっている³⁶⁾。では、中国でいうところの「憲政」とは何で、また「依憲執政」とは何を意味するのだろうか。それぞれの違い、とりわけ「依憲執政」はよくて、「憲政」ではだめな理由はどこにあるのだろうか。次章ではこの点を中心に、中国における「憲政」と「依憲執政」そして「法治」の姿を描き出してみたいと思う。

II 「中国夢」と「法治」

1. 「憲政」と「依憲執政」

(1) 「憲政」とは何か

上記の論争からも垣間見られるように、「憲政」論争において「反憲政」の主張を掲げる者は、主に「憲政」が持つ「本質」や「隠された目的」を問題としており、その内容どころか用語としての「憲政」の使用すら否定しようとしていた。そのような主張にとっては、「憲政」が具体的にどのような内容を持つかはあまり重要な問題ではない。実際、「反憲政」が提示する「憲政」理解は、ステレオタイプな決めつけとイデオロギー的な偏見に満ちており、客観的な考察がなされているとは言い難い³⁷⁾。

これに対し、「憲政」擁護の主張を見ると、「西側の自由や民主」及びそれを保障するための制度構築を指向する者から、現行憲法の規定の実現、さらには社会主義におけるあるべき憲法統治を模索する者まで様々である。さらに同一の論者であっても、その必要に応じて、また文脈に応じて、「憲政」の意味を微妙に変

36) 上述のように、楊曉青や「秋石」らはいずれも、「憲政」を否定する際に、わが国では憲法に基づく執政〔依憲執政〕が行われており、「憲政」は必要ない、と主張している。

37) 楊論文など「反憲政」の主張では、「憲政」における自由で民主的な選挙や三権分立、そして司法の独立といったものは、虚偽的なものかまたは内部の利益対立を反映するもので、それを美化する主張は単にブルジョア資本主義階級の独裁を覆い隠すためのイデオロギーに過ぎない、とされている。

えながら論じているように思われる。そこで、これらの主張に照らしながら「憲政」の用いられ方を見ると、それは概ね三つの特徴を持っていることがわかる³⁸⁾。

① Constitutionalism

「憲政」はまず、Constitutionalism を意味するものとして一般に用いられる。それは西側の各国で憲法を実施するそのやり方を特定の示すこともあるが³⁹⁾、「現代漢語詞典(4版)」(商務印書館、2002年)が「憲政」を「民主の政治」とし、また1980年出版の「法学詞典」(上海辞書出版社)が「憲政運動」を「憲法を制定し、民主政治の実現を目指す運動」とするように、対象や主体を限らず、「憲政」が一般的な用語として定着していたことがわかる⁴⁰⁾。そして、張千帆が“A Constitution without Constitutionalism?”と題する論文において説いたように、それはしばしば、民主や人権、そして自由に関わる憲法規定のより良い実現という目的で主張されることになる⁴¹⁾。

そのような目的で用いられる「憲政」は、憲法の規定がありそれに従って統治が行われるという意味だけにとどまらず、憲法を貫く原理を最大限尊重し、規定された権利を実効的に保障するための実質的な仕組みを持つ Constitutionalism, すなわち近代的意味での立憲主義を意味することになる⁴²⁾。

38) 許崇徳・前掲注16)は、中国語の「憲政」には Constitutionalism, Constitutional Government, そして Constitutional Politics といった用いられ方があるとする。また同時に、「憲政」を正当化するため毛沢東の「憲政」論分析に多くの部分を割くなど、本稿の「憲政」分類が基準とした3つの特徴のいずれにも言及している。

39) 秋石・前掲注20)論文は、「『憲政』の概念は西側に由来するもので、西側憲政の学術的紹介および議論に用いることはできる」としている。これに対し、許崇徳・前掲注16)は、「憲政」を西側のものとして排斥する姿勢を厳しく批判している。

40) 上記の辞書上の定義を紹介する任東来等「美国憲政歷程：影響美国的25個司法大案」(中国法制出版社、2004年)の前書(王輯思による)は、「憲政」と Constitutionalism とがその定義において異なることを示し、そこに「中米両国の法律体系及び觀念上の大きな差異」を見出す(「序言」5頁)。なお王が示す上記各辞書上の「憲政」の定義が、それぞれ毛沢東と孫文の言に由来する点は興味深い。

41) Qian Fang Zhang, A constitution without constitutionalism? The paths of constitutional development in China, *International Journal of Constitutional Law, Oxford University Press*, (2010) 8 (4): 950-976

42) 近代的意味での立憲主義については、樋口陽一「憲法」(創文社、1992年)9頁以下の理解に基づいている。

司法の独立を軸に、理性に基づく権力の制限を目指そうとする賀衛方、そして民主的な選挙と違憲立法審査を通じた自由と権利の保障を求める張千帆などが主張する「憲政」は、正に近代的意味での立憲主義に他ならない。というよりも、「反憲政」議論以前には、このような「憲政」理解は法学の領域ではむしろ「常識」であるかの様相を呈しており、あまつさえ党自体がその方向に進んでいるとすら主張された時期もあったのである⁴³⁾。

② Constitutional Governance

これに対し、「憲法があれば当然あるもの」という意識で「憲政」という言葉が用いられるとき、それは「憲法に基づく統治」を幅広く含むことになる。このような「憲政」の用語法は、その主張が「社会主義憲政」的か「憲政民主」的かに関わらず、「憲政」を説く主張に広く見られている⁴⁴⁾。それは、「憲政」という言葉が、その核心的機能や目的に着目して論じられるだけでなく、国家の最高法規として現実に定められた憲法の規定を実現するという意味でも用いられる、ということからすると、至極当然のことともいえる。

この意味で「憲政」が用いられると、「反憲政」側の言うところの「依憲執政」との区別はあまり明確でなくなってくる。実際に、楊論文では「社会主義憲政」すらよろしくないと言われていたのに対し、「秋石」論文は、依然として「憲政」自体は西側の概念であるとしつつも、批判対象を明確に「憲政民主」にシフトさせており、「共産党の指導を打ち消す」ことを目指す「憲政民主」を、「憲法の権威の強化」や「法による統治の推進」を目指す「社会主義憲政」と区別して論じている。

要するに、「隠された目的」を持たず、「依憲執政」と一致する、または少なく

43) 行政法学界の代表的学者である羅豪才と姜明安の編による「憲政論叢」(北京大学出版社)シリーズは、正にこのような「憲政」意識から行政法の問題を論じる。例えば楊海坤と章志遠による第5巻「中国行政法基本理論研究」(2004年)は、党の十六回大会報告により「憲政時代が正に幕を開けた」のであり、その「エッセンスは国家権力を制限し、個人の権利を保障するところにある」としている(39頁)。

44) 中国の憲法学界で「社会主義憲政派」の重鎮と見られる韓大元は、「憲法があれば、憲法を実施する政治がある」ということは「少なくとも法学界の憲政認識における基本的コンセンサスである」とする。韓大元「略論社会主義憲政の正当性」法学2011年12期15頁。

ともその枠を破らない主張をする「憲政」は、取り立てて否定する必要もない（但し、「隠された目的」を有する「憲政」に利用される危険があるので、そもそも「憲政」という名称自体用いるべきではない）。逆に言えば、「依憲執政」から見て否定すべき「憲政」、すなわち「秋石」が言う「憲政民主」の主張を見れば、「依憲執政」が何を破るべからざる枠としているかがわかるということになる。

③ 特殊なコンテキストにおける「憲政」

これらのいわば憲法理解のあり方としての「憲政」とは別に、中国の歴史的文脈において特に「憲政」が問題とされることがある。とりわけ、現在の統治の下での「憲政」の可否という視点からは、毛沢東または共産党が当初「憲政」をどう捉えていたのか、ということがしばしば問題にされ、今回の「憲政」議論でもそれが争点の一つとなっている。

このような意味における「憲政」への評価は、「社会主義憲政」的な主張と、「憲政民主」的主張とで大きく異なるように思われる。中山大学のマルクス主義哲学・中国現代化研究所の栄剣教授は、「『共同綱領』（1946）に帰れ」と題する論文の中で、「1946年の共同綱領提出時には、中共の憲政の主張には誠意があった」として、楊論文が「単に蒋介石に対抗するための策略であり、中共は憲政を実行しようと考えたことは一度もない」とする点を批判する⁴⁵⁾。また同様に、元総書記の胡耀邦の子である胡德平は、楊論文が「英、仏、アメリカ等の所謂憲政は……実際は人を食らう政治だ」との毛沢東の言を根拠に「社会主義と憲政は相容れない」とする点を批判して、「社会主義に憲政はありえないとする論法は、少なくとも毛沢東の憲政に関する論理及び哲学に反するものだ」と結論付けている⁴⁶⁾。

このように「社会主義憲政」的な立場からの主張が、共産党の「そもそもの意思」を重視するのに対して、「憲政民主」と目される人々は、そのような姿勢自体に否定的である。たとえば張千帆は、その著「憲政中国の命運」の中で、「革命と憲政はそもそも両立できないものだ」とし、「革命との決別」を求める。そ

45) 栄剣「回到《共同綱領》(1946) —— 重建中国憲政架構的一個路徑」<http://www.aisixiang.com/data/64719.html?page=1>

46) 胡德平「“英法吃人憲政”的真義」<http://www.aisixiang.com/data/66743.html>

して、国民党時代に共産党が「憲政民主」を説いていたとしても、「権力が制約を受けない革命政体は革命での約束を果たす必要もなく、またそうするはずもない」として、「そもそもの意思」を問うことなど無意味だと断じている⁴⁷⁾。

(2) 「依憲執政」とは何か

① 主体の限定＝党の指導

このような「憲政」に対し、「依憲執政」はどのような内容を持つのだろうか。「憲政」批判に現れた主張からこれを読み解くと、それは憲法以前（かつその上）に党があるということ、すなわち党が統治を行うことを絶対の前提とし、その方法として「憲法に依拠すること」が選択されている、ということの意味する。

正に楊が指摘するように（同様に「反憲政」の主張者がいずれも強調するように）、「党の指導」はそもそも憲法によって認められる必要などはなく、それに先行する「事実」乃至は「歴史」によって既に「疑いようのない合法性を有している」のである。また「秋石」が的確に指摘するように、「憲政」が「歴史ニヒリズム」と同視されるのは、多党制と自由選挙を求める類の「憲政民主」が、憲法以前に存在する「党による解放」という厳然たる歴史を無視し、ひいてはそれによって正統性を有するところの「党の指導」までも否定するもの、と理解されるためである。

これらの主張を総合すると、「憲政」論争で主張された「依憲執政」は、単に（無限定に）憲法に従って統治を行わなければならないという理論を指すものではなく、人民の解放という歴史的事実により絶対の合法性を有する党が、自らの選択した統治の方法を示したもの、という特定の内容を持っていることがわかるのである。

② Constitutional Governance?

「依憲執政」は、それが党により行われることを絶対の前提としていることを除くと、その意味合いにおいて「憲政」の②の意味、すなわち憲法に従って統治を行う、というものとあまり変わらないように見える。

47) 張千帆「憲政中国的命運」(世界華文出版機構、2013年)14頁。

とはいえ、「反憲政」が説く「依憲執政」の論理は、中国では人民が主人であり、人民が権力を行使する人民代表大会に権力が集中している、というように、選挙の制度や実際、さらに諸権利の現実状況にかかわらず、憲法にそう書いてあるからそうなのだ、という論理に満ちている。それはつまり、党と政府が憲法を規定してこれまで行ってきた統治、そして現に行っている統治が正に「依憲執政」なのだ、というに過ぎない。その点で、同じく憲法に従った統治を論じていても、「憲政」が現状と憲法規定の文言との甚だしい乖離を批判し、これら憲法規定の可及的実現を求めるのとは、大きく様相が異なっている。

③ 特殊なコンテクストにおける「依憲執政」

中国の「憲政史」を振り返れば、間違いなく孫文に大きな部分が割かれるはずであるが、面白いことに、今次の「憲政」と「依憲執政」の議論の中には、孫文の「憲政」への言及はあまり見られない。

この点、「憲政」を説く側はしばしば「100年の憲政夢」を語るもので、そこにルーツとしての孫文への敬愛がにじむ側面もある⁴⁸⁾。しかし、「秋石」論文やその後の習近平自身による演説で、近代以来中国が試行した様々な政体はいずれも中国に適さなかった、と簡単に片づけられていることからわかるように、「依憲執政」の視点からは、所詮中国に適さない思想の一つに過ぎない、という姿勢が示されるだけである⁴⁹⁾。

この点、「人民が主人」となった「人民民主主義」の中国において、孫文のいう「軍政→訓政→憲政」という道筋は既に空論となった、という理解は可能であろう。ただこれとは逆に、共産党すら否定できない「革命の父」たる孫文の言葉が、現状の「依憲執政」以外の正統性を示唆し、あまつさえそれが広い支持を得ることに対する警戒から、意識的に孫文の「憲政」への言及を避けている、という面もあるように思われる⁵⁰⁾。

48) 但し、賀衛方は孫文の言う「軍政、訓政、憲政」も「執政を続けるために思いついた言い訳に過ぎない」と切り捨てる。「賀衛方：中国最需要的就是建設憲政」http://www.bbc.co.uk/zhongwen/simp/china/2013/05/130522_china_constitution_hwf.shtml 参照。

49) 習近平の発言は、欧州歴訪中のベルギーでの演説から（2014年4月2日）。Democracy not for China, says Xi Jinping, <http://www.irishtimes.com/news/world/asia-pacific/democracy-not-for-china-says-xi-jinping-1.1747853> に演説内容の紹介が見られる。

これに対し、毛沢東の「憲政」については、かつて毛が「新民主主義の憲政」を論じたり、あまつさえ「憲政は正に民主の政治である」とまで言っているのに、なぜ現在「憲政」という言葉すら用いてはならないのか、という点が問われる。

この点、楊論文は特に一章を割いて毛沢東の「憲政」観を論じ、「一定の条件が整う」以前の「新民主主義」における「憲政」は、「共産党の指導下で中国の民主政治は巨大な進歩を遂げて」、新中国の民主政治にふさわしい「人民民主独裁」（とその下での「依憲執政」）に進化したのであって、「なぜいまさら旧式の時代遅れな憲政を行わなければならないのか」と断じている。

このような楊の主張は、自らの存在に関わる思想・理念すら、現状に応じて便宜的に取捨選択していく「中国特色」の思想に親和的である。それは同時に、現在絶対とされる思想・理念も簡単に「時代遅れ」とされる可能性を示すようにも思われるが、少なくとも表面上は、孫文にせよ毛沢東にせよ、歴史的に論じられた「憲政」論は、「依憲執政」の現状を論じるに適さないものとして退けられている。

(3) まとめ

このように「憲政」と「依憲執政」の内容・構造を比較してみると、その対立の要点は、憲法を超越した党の存在及びその執政を絶対的前提とするかどうか、ということにあることがわかる。「依憲執政」が持つこの絶対的前提に対応して、「憲政」の問題点が明確にされ、次第に「憲政民主」が主要な敵となっていたのである。司法の独立への異常な敵意や、「憲法はあっても憲政はない」という主張への激しい非難などを見ても、賀衛方と張千帆が明確な敵と目されていることは明らかであった⁵¹⁾。

とはいえ、そもそも「憲政」の要求は憲法のより良い実施を求めておこなわれ

50) 著名な評論家で文革批判の論客としても知られる徐友漁は、2011年に共産党結党90年が「あらゆる資源を用いて大々的に祝われ」ながら、100周年の辛亥革命が「申しわけ程度」にしか祝われなかったことを引きながら、台湾が孫文の道に従い、長い苦闘の末ついに「憲政」を実現したのに対し、「人民が主人」になったはずの大陸は「100年前の理想の実現すらまだはるか彼方である」とする。徐友漁「為什麼我們沒有實現真正的憲政共和？」http://blog.163.com/xu_youyu/blog/static/11251613220119304637734/

しており、「憲政民主」であれ「社会主義憲政」であれ、憲法によって権力を制約し基本権を保障するという点においては概ね一致している。それどころか、「社会主義憲政」的な立場からも、権力の分立や司法の独立、さらには自由で民主的な選挙など「憲政民主」的な主張が少なからずみられている⁵²⁾。つまり、「憲政」の主張は総じて、「依憲執政」の主張と抵触せざるを得ないのである。

そうすると、「依憲執政」はやはり、「憲政」が主張するような憲法の実現を「事実」によって拒否する赤裸々な「政治」に過ぎない、ということになるのだろうか。それが「憲政」の「政治性」と「反法治性」を批判するのは、自らの「政治性」を覆い隠すためのたためな論理に過ぎないのだろうか。つまるところ、中国の憲法の文言は全く意味のない、いわば「疑似憲法」に過ぎないのだろうか⁵³⁾。

このような疑問の答えは、当然、「憲政」「依憲執政」いずれもの前提であるはずの憲法の構造とその内容に求められることになる。以下、上述のような視点から、現実の憲法をその物語に照らしつつ読んでみよう。

2. 憲法と「憲政」

(1) 憲法の Narrative を読む

① 「序言」の意味

まず、現行憲法は本文の前に長く重厚な「序言」を置いている。その前半部分

51) 但し、「反憲政」の具体的な主張を見ると、「憲政民主」という思想自体を問うというよりも、多党制下での自由で民主的な選挙、そして司法の独立と三権分立など、「西側の憲政」の「虚偽のみせかけ」を模倣する「誤った思想」のカリカチュア(=悪の象徴)という様相が濃い。これについて張千帆は「反憲政」が『『学者』の旗を掲げながら『文革』の言葉を操る』のは、「濃厚なPM2.5を吸い込み、汚染された水を飲み、農薬の毒素を含む食品を食べて」「道徳的人格が徹底的に変質した」のだろうと述べている。張千帆「憲政憲政、姓憲名政」<http://const123.fyfc.cn/b/788031>

52) 2002年に中国法学会憲法学研究会により出された「憲法研究(第一巻)」(法律出版社)に掲載された胡玉鴻「馬克思主義憲政思想述略」は、「憲政」に関わるマルクスの記述及び思想を引きつつ、社会主義はそもそも原理的に権力の分立と相互制約、そして手続的正義を求めるものと主張している。また許崇徳・前掲注16)も、民主や人権が中国自身のものであることを強調しつつ、「憲法実施監督メカニズム」の重要性を説いている。

53) 「疑似憲法」の意味については、長谷部恭男「立憲主義」(ジュリスト増刊「憲法の争点」2008年6頁参照)。

は歴史の記述に割かれており、「毛沢東主席を領袖とする中国共産党が中国各民族の人民を指導」する「革命が偉大な勝利を得た」ことにより、ついに「人民は国家の権力を掌握し、国家の主人となった」とされる。

次に国家の性質と任務について、「革命の勝利と社会主義の事業の成就是、中国共産党が中国各民族の人民を指導して……得られたもの」であるから、「中国の特色ある社会主義の道に沿って」、「中国共産党の指導の下」「人民民主独裁……を堅持しなければならない」と明確に規定され、さらに中国人民は「我国の社会主義制度を敵視する国内外の敵対勢力及び敵対分子と必ず戦わなければならない」とされる。

このような流れの中で最後に憲法の最高法規性が記される。それは、「本憲法は法律の形式で中国各民族の人民の奮闘の成果を確認し、国家の根本制度と根本任務を規定したもの」とするものであるが、前半の歴史の部分に照らせば、その上に「中国共産党の指導」があることは明白である。

② 「総綱」の構造

この「序言」に続く本文は、国家の「任務」ないし施政方針を示す「総綱」からはじまる。その第1条では、まず中国が「人民民主独裁の社会主義国家」であり、社会主義制度こそが「根本制度である」とされる（以下条文数は憲法）。

その後政治・経済制度、土地制度や所有制度など、国家が整える各領域の枠組みが示されていくのだが、そこで目立つのは国家の慈愛に満ちた家父長的規定である。例えば22条は「人民に奉仕し、社会主義に奉仕する文学芸術事業、新聞ラジオテレビ事業、出版発行事業を発展させ……大衆的文化活動を展開する」（1項）と規定し、23条では「国家は社会主義のために奉仕する各種の専門的人材を育成し……社会主義現代化建設において十分その役割を發揮させる」と規定される。さらに24条は「国家は理想教育、道德教育……等の普及を通じ、……社会主義精神文明の建設を強化する」（1項）とした上で、「祖国を愛し……社会主義道德を愛することを提唱し、人民に愛国主義……共産主義教育を行い……資本主義、封建主義及びその他の腐敗した思想に反対する」（2項）とするのである。

なお、「総綱」はその28条で、「社会秩序を維持し……犯罪活動に制裁を加え、犯罪分子を懲罰し改造する」ことも国家の任務として規定している。

③ 「公民の基本権利及び義務」の位置

これらの「序言」と「総綱」の後には、「公民の基本権利及び義務」が提示されており、「公民は言論、出版、集会、結社、行進、デモの自由を有する」(35条)など、何らの制約も加えずに自由や権利を保障するものも見られている。この点だけから見れば、日本の同種規定に比しても一層自由や権利を重視するもの、ということもできるが、規定と事実があまりに乖離している、という疑問も生じてくる。

とはいえ、これらの権利や自由はそれだけが裸で規定されているのではない。上述のように、特定の目的及び国家の性質を絶対とし、それに対応した特定の方針によって国家運営を行うことを明確に示した「序言」と「総綱」の後に規定されているのである。その構造を理解した上で、改めてこれらの権利や自由の規定を読むならば、それは「党の指導」や「社会主義」を堅持し、「敵対勢力と闘争し」「腐敗思想に反対する」といった多くの前提の下、国家が家父長的に配慮し維持する社会秩序の範囲内での権利であり自由である、という内容であることがわかるはずである。

なお、「公民の基本権」の規定はその最初と最後に、「権利を享有すると同時に……義務を履行しなければならない」(33条)、憲法の基本権であっても「国家、社会、集団の利益およびその他の公民の合法的自由及び権利を害してはならない」(51条)、そして「憲法及び法律」だけでなく「公共の秩序を守り、社会道徳を尊重する」(53条)、といった義務の規定を置いている⁵⁴⁾。

(2) 「法治」は誰の側に

憲法が物語として示す「国のかたち」を読み直してみると、楊らのいう「依憲執政」こそが、革命という「歴史的事実」により正統性を有する党の指導と社会主義を堅持するため、それらを法律という形で確認する、という憲法の「序言」

54) このように権利が義務によって限定される構造を持ち、国家権力の制約が不十分な憲法が「名目的憲法」されることがあるが(長谷部恭男・前掲注53))、「公共の福祉」等による制限や国家機関同士の上下構造など立憲的意味の憲法においても同様の問題は見られており、どの程度まで達すれば量的ではなく質的な違いと言えるのかの判断は困難であるように思われる。

が示す物語を正確に踏まえた上で、その理解に基づいて憲法の各規定なり制度なりを解釈したものであることがわかる。

これに対して、憲法による権力の制約とそれを通じた権利・自由の保障、という「憲政」の主張は、現行憲法のコアにあるメッセージと適合的でなく、少なくとも「序言」が示す物語を体系的・論理的に反映したものではない⁵⁵⁾。つまり、「反憲政」の言うとおり、まさに「憲政」こそが、自らの信じる思想・理想に基づいて、憲法の読み替えという「政治」的策動を試みていた、ということになる。

さらに、「総綱」と「公民の権利」との構造的関係は、国家が公民の活動の場を設営し、公民はその構造・枠組みの中で、国家の認める範囲内で（義務の履行とパックになった）権利を行使し、自由を享有する、というものである。そしてこのような「自由」「権利」の行使は、「党の指導」など絶対の前提とされる諸原理に抵触することは決して許されない。「新公民運動」や「大V」が行った言動は、党や国家の前提的正統性（または現在の指導者のそれ）に対するあからさまな挑戦であり、それは必然的に、憲法が示す統治の原則や国家の構造に反することになる。

この点、「憲政」側からは、「憲法上の権利・自由の行使に対する不当または違法な抑圧」であり許されない、とする主張がなされる⁵⁶⁾。しかし、各権利・自由がほかならぬ憲法の規定により様々に制限を加えられているだけでなく、特定

55) 郭道暉・前掲注10)論文は、「党の指導」は「序言」に記述されるのみであって、それは本文と異なり「宣言に過ぎず、強制力を持たない」とする。しかし、そもそも司法審査制がなく、立法の違憲審査が起動したことがない中国において、「強制力」の有無を問うことは全く無意味であるし、「序言」自体に強制力がないとしても、「前文の規範内容が本文の各条項の解釈基準として大いに参考になることは疑いない」（初宿正典「憲法前文の法的効力」ジュリスト増刊「憲法の争点（第3版）」8頁）。

56) 張千帆「許志永案須依憲審判」（<http://www.china-review.com/sbao.asp?id=5332&aid=33482>）は、許の行為が憲法35条の権利行使であるとして、裁判所が憲法に基づいて判断することを求めるが、そこでは「言論の自由」が前文及び構造から体系的に読まれているとは言い難い。また読み上げることを許されなかった許志永の最終陳述も、本件は「表面的には公民の言論の自由と公共場所の秩序との境界の問題であるが、実際には、公民の憲法上の権利をまじめに扱うかどうかの問題である」とするが、同様に条文の体系的解釈がなされていないように思われる。Xu Zhiyong, For Freedom, Justice and Love—My Closing Statement to the Court, <http://chinachange.org/2014/01/23/for-freedom-justice-and-love-my-closing-statement-to-the-court/>

の「政治」が絶対の原則として規定される憲法の下で、これら憲法上の諸原則に反する「政治」的言動が、憲法上認められる権利・自由の行使とされるとは考えられない。

以上の考察によるならば、上述の「憲政」に関わる各行為は、「憲政」主張の「反憲法性」を基礎に、その行為内容が直接犯罪とされるのが当然、と思われる。ところが、上記各事件の処理においては、憲法上の権利の統制枠組みを用いることなく、純粋に具体的事実の態様のみを問題とし、それが「公共の場所の秩序を混乱させた」ことのみを問題とするという処理が選択されている。

例えば一連の「大V」事件では、その言論が党による国家運営の批判（または上層指導者への批判）を含んでいたにもかかわらず、言論内容の反党・反国家性を問う「国家政権転覆扇動罪」（刑法105条2項）ではなく、「公共の場所において騒ぎを起し、公共場所の秩序を重大に混乱させた」（同293条1項4号）ことが主に問題とされている⁵⁷⁾。また「新公民運動」の許志永事件も、「国家政権転覆扇動罪」の疑いがあるだけでなく、「違法集会、行進、デモ罪」（同296条）に該当するのは明らかであるのに（法定刑も同じ）、同様に「衆合して……公共場所の秩序を混乱させた」ことのみを問題としているのである。

つまるところ、「憲政」に関わる各事件の処理において、警察や裁判所は「政治」の混入を防いで「法治」を実現するため、憲法上に組み込まれた「政治」すらいったん無色化するほどの「法治」への敬讓を見せた、ということになる。ここにおいて、「憲政」議論における「法治」と「政治」の所在は、（少なくとも「主流メディア」の評価においては）、表面において感じられるものとは全く正反対に捉えられることとなったのである⁵⁸⁾。

(3) 「憲政夢」の限界

以上の理解からすると、南方週末にせよ、所謂「憲政派」の学者にせよ、新総書記の憲法に関する講話を引いて「憲政」を「中国夢」と一体化しようとしたのは、正に「秋石」らが言うように、現状の困窮を打開しようとする無謀な「政治

57) 「秦火火」の判決では、誹謗罪と騒擾罪の併合罪とされている。朝日新聞2014年4月18日「『ネットでデマ』プログラマーに実刑」。

的策謀」のように思えてくる。それは、「憲政夢」が「お墨付き」としたはずの新総書記の講話をきちんと見てみれば、より明白となる。

「憲政夢」が引用する2014年12月4日の憲政30周年講話には、確かに「憲法の生命は実施にあり、憲法の権威もまた実施にある」との文言が見られる⁵⁹⁾。しかし、それは「憲法は国家の根本法という形式で、中国特特色主義の道、中国特特色主義の理論体系、中国特特色主義制度の発展の成果を確立するものであり」「歴史の新しい時期における党と国家の中心工作、基本原則、重大方針、重要政策の国家法制上の最高の体现である」という憲法観の下で、そのようなものとしての憲法が、そのような目的のために「必ず全面的に貫徹実施されなければならない」とする文脈でのこと、である。

さらに言えば、この「憲法の生命」文言の後にすぐさま、その実施のためには「第一に正確な政治方向を堅持しなければならず、中国特特色主義という政治発展の道を固く移ろうことなく歩まなければならない」とされ、その「カギとなるのは、党の指導を堅持し」「党と国家の活力を増強すること」であるとされる。

そして、講話はその最後に「同志たち、友人たち！」に対して、「全党全国各民族の人民は党中央の周りに緊密に団結し、中国特特色主義の偉大な旗を高く掲げ」「中国特特色主義事業の新局面を切り開くため努力奮闘せよ！」と呼びかけるなど、徹頭徹尾「党の指導」の下での「中国特特色主義」を強調するので、そこには権力の制約どころか、人民の権利も自由もまったく登場しない。

58) 但し、これは当然中国でいうところの(中国語の)「法治」でありRule of Lawとは異なる。例えば、「大V」の一人「秦火火」は2013年8月20日に身柄拘束され、翌年4月に判決が出されているが、その際明らかに9月9日に出された司法解釈が用いられている(判決後に裁判所が行った「解釈」にもそれが明示されている<http://sc.people.com.cn/n/2014/0418/c345459-21020391.html> 参照)。この点、司法解釈は既存の法律の適用について制定されるものなので、「法律」の遡及効の禁止に反するとは言えない。しかし、司法解釈が正に立法のように、具体的な裁判を離れ、抽象的かつ網羅的に、時に数百条にも及ぶ条文を置き、その中には拡張的さらには創設的な規定も少なくない、という状況からすれば、これが形式的に「法律」でないとしても、実質的には「法律」と異ならないところがあり、少なくとも「法律」の状態または適用対象について国民への告知を欠く不意打ちであって、罪刑法定主義、ひいてはRule of law (の精神) から乖離したものと言わざるを得ない。

59) 「習近平 讓民衆在每個司法案件中都感到公平正義」<http://news.sina.com.cn/c/2012-12-04/212425730048.shtml> に全文が掲載されている。

このように、憲法30周年講話は「党の指導による中国特色社会主義をよりよく行うため、党の政策を国家制度に反映させた憲法を確実に実施しなければならない」という内容であるのは明らかであるが、これを新総書記の一連の「中国夢」演説と組み合わせてみるとその意図は一層明らかになる⁶⁰⁾。

現在中国であらゆる機会に強調される「中国夢」は、要するに「富国強兵」の実現とさらなる発展を「民族の復興」ととらえ、それを成し遂げさらに発展させるため、党の周りにしっかりと団結することを呼びかけるものである。そこでは「中華民族」の優越性が再三強調され、それに基づく「中国特色」が「真善美」とされる。同時に、それは解放→発展→繁栄という「歴史的事実」に依拠して、「憲政」など西側の所謂「普遍的価値」の不要性及びその排除を正当化するという点で、「依憲執政」と全く同じ構造を持っている。

このように、「中国夢」はそもそも「憲政夢」を期待させるものではなかった。にもかかわらず、「憲政」の実現が「中国夢」に託されたのは、改革派として有名な父を持つ新総書記への淡い期待もあったかもしれないが、逆に「普遍的価値」からのかい離への開き直り⁶¹⁾ともいべき現状が、「中国夢」の下でさらに強まることへの危機感があったようにも思われる。そして至極当然なことに、「憲政夢」を以て「中国夢」に変えようとする一連の大胆すぎる試みは、無残な失敗に終わったのである⁶²⁾。

60) その内容は但見亮・前掲注3)に詳しく紹介している。また人民ネットの「[[摘編] 習近平關於實現中華民族偉大復興的中國夢論述」<http://theory.people.com.cn/n/2013/1205/c40555-23756883.html>に、「中国夢」に関わる講話内容が数多く紹介されている。

61) 許志永の裁判では、欧米の記者等に撮影・報道されることも厭わず、裁判所の付近に近づく記者を拘束し、無理やり車に押し込んで連れ去っている。(Beijing CNN Reporter Police Assault Live On Camera Covering Xu Zhiyong Trial Attack, <https://www.youtube.com/watch?v=77iefsFslrw> 参照)。なお、復旦大学教授の蘇長和は、中国には中国に適したやり方があるとして、「西側国家の宣伝する民主などは普遍的知識から地方的知識に格下げすべきである」と説いている。「民主政治研究的誤区及轉向」<http://theory.people.com.cn/n/2013/0528/c49150-21646644.html>

62) 「憲政」論争については、党中央または最高指導層が「反憲政」を説いたわけではない、という立場が見られていた。しかし、近時他ならぬ習近平により、「秋石」のロジックそのままに、西洋的民主は中国に適さず、その模倣は「破滅的な結果を招く恐れがある」との発言がなされており、その帰趨は決したといえるべきであろう(前掲注49)。

(4) 「憲政」のゆくさき

以上のように、現在の憲法の下において、所謂「憲政」の主張は、それを「法治」によって理論的に正当化することは困難であり、また「政治」によってその正統性を奪取せんとする試みも失敗に終わった。

このような無謀な試みには、「憲政」にとって適合的ではないはずの) 現行憲法でさえ踏みにじられる現状への強い危機感が垣間見られる。張千帆が明確に指摘するように、憲法の規定文言と現実が甚だしく乖離している状況に人々は不満を高めているが、裁判所による憲法判断という Official Path は他ならぬ最高人民法院自身により封じられ、インターネットや実際のデモ行進などを通じた公民の抗議行動という Populist Line は一部が成果を挙げているものの、身体的・経済的なコストは高く、凄惨な結果を招くケースも少なくない⁶³⁾。

今回南方週末が示そうとした「憲政夢」は、何か特定の制度や規定を求めるというものではなく、むしろ、憲法に実際に規定された権利・自由・平等、そしてそれを実現するはずの統治制度が、せめてその言葉のように(少しでも近い程度に)実現してほしい、という希望を「夢」に託したものだ。うがった見方をすれば、そのような「夢」を掲げるその裏側には、「民主」や「人権」への熱意が薄れつつある人々に、「憲政」の必要性を再度訴えなければならない、という焦りにも似た心情が感じられる。

ただここで不思議なのは、理論的にも、また実際上も、「憲政」の主張を完膚なきまでに叩き潰したはずの「秋石」などの主張に垣間見られる強い危機感である。「秋石」が「政権の瓦解は往々にして思想領域に始まり、政治の動揺と政権の交代は一夜のうちに生じうる」⁶⁴⁾とするように、イデオロギー闘争の手綱を緩めたら、その途端に政権が崩壊するような警告が再三発せられている。

そう考えると、新総書記の執政が始まるに当たり、「憲政」側の動きに呼応し

63) 張千帆は、後者を実効的な公民の参加としていくためにも、結社の自由の保障を前提とした定期的で実質的な選挙、権力相互の監督、そして裁判所による違憲審査といった憲法上の枠組みの必要性を説く(前掲注41)。

64) この内容は全く同じ文言で再三繰り返されている。例えば「一刻也不能放松和削弱意識形態工作——認真學習貫徹全國宣傳思想工作會議精神」http://www.qstheory.cn/zxdk/2013/201317/201308/t20130827_264732.htm など。

てではあるが)「反憲政」のトーンが空前の高まりを見せたのも、実はそうしなければならなかった「反憲政」側の事情があったように思えてくる。メディアを挙げて大規模かつ強力に展開される「ネット環境浄化」⁶⁵⁾、そして「中国夢」の下で繰り返し強調される「社会主義核心価値観」⁶⁶⁾の教育と宣伝などにも、人心の乖離と「誤った」思想の蔓延、そしてそれがもたらしうる「政権の交代」への危機感がにじみ出ている。

このような中、「憲政」を主張する人々は、海外のサイトなどを通じて細々と、大気・水質汚染や土地問題、貧富の差や官吏の腐敗、そして人間性が疑われるほどの悲惨な事件など、様々な出来事の根本的原因はやはり「憲政」の欠如であるとして、人々の利益や関心に直接訴えかける主張を続けている⁶⁷⁾。

ネット情報の徹底的統制と、「憲政」への関心の低さを考えると、これがどの程度人々の心をとらえるかは疑問である。とはいえ、理論としてまたは価値として徹底的に否定された「憲政」が、再度その輝きを取り戻すためには、現実の問題を見据え、その根本的解決を成しうるものとして自らを主張していくしかないだろう。

思うに、現在の所謂「法治」が、革命という絶対的正統性を持つ施政者の統治方針に過ぎない以上、その下で育まれる憲法上の権利や自由は、常に統治方針により左右され、容易に否定されることになる。また、革命という「力」がもたらす悲惨と災厄、そしてそれが結果的にもたらす暴力的支配は、正に張千帆ら「憲政民主」派の憎むところである。

65) CCTVや新華ネットなど、各メディアのサイトに専門コーナーが設けられ、大々的に運動が展開されている。例えば <http://www.cctv.com/news/special/C15563/index.shtml> など。

66) 2014年2月12日の人民日報が表紙右上にカラーで「社会主義核心価値観基本内容」を掲載するなど、各メディアで再三強調されている。また中国共産党の中央宣伝部と中央文明弁が運営する「中国文明ネット」には、「社会主義核心価値観」の普及を目的として特にコーナーが設けられ、関連の論文・記事が連ねられている。http://www.wenming.cn/ll_pd/shzyhxjztx/

67) 「海内外華人聯合簽署《公民憲政共識》挺憲政」http://boxun.com/news/gb/yuanqing/2013/06/201306262138.shtml#_UdEv1JeCh3c 参照。この公民の憲政コンセンサスと題する文書には、本稿で触れた張千帆や榮劍などの学者に加え、徐友漁や笑蜀など著名な評論家、江天勇や浦志強などの弁護士、そして「新公民運動」の許志永などが署名している。

そのことからしても、彼らにとってなしうることは、広く人々の意識に訴え、現実問題への対処法として、「憲政」の価値を訴えていくことに限られる。ただ逆に言えば、そのような価値が人々に受け入れられ、それが定着していくことで、現在の「法治」の上にある「政治」(＝憲法の読み方としての「依憲執政」)が、徐々に新しい「政治」(＝「憲政」)に染められていき、ついには統治者の側が「憲政」的に憲法を実施するときがくるかもしれない。力がもたらす「事実」を支配の根拠とすることを拒否する以上、「憲政」を奉ずる人々は、自らの理想や法学的論理との矛盾にさいなまれつつも、憲法の破壊ではなく、あくまでもそのような憲法の下で「憲政」の実現を求めていくしかないのである。それがたとえ儂い「夢」でしかないとしても。

おわりに

「憲政」が激しく論じられた2013年は過ぎ去り、そのあとには以前と大きく変わらない現状が残されることになった。その結果から見ると、「憲政」論争もまたぞろ権力交代後の方向性をめぐる一連の駆け引きに過ぎなかったのかもしれない。

しかし、地方の暴政や政治腐敗、無謀な開発や環境汚染、そして貧富の格差や階級間憎悪など、現実の問題は厳しさを増している。それは、所謂「正善美」(＝民族、そして党の至高性)や経済発展、そして共同富裕など、共産党の統治の正統性の根拠を揺るがす程度に近づいているように見える。

現状を見る限り、新指導部は所謂「中国夢」の強調と「核心価値」への「信仰」、すなわち党中央への結集と団結により、この急場を乗り越えようと思っているようである⁶⁸⁾。しかし、これらの問題の根源が、党の絶対化とそれに基づく反対意見の抑圧によってもたらされてきたことは明らかで、このような構造の一層の強化を求める「中国夢」が問題の解決を導くとは思えない。何よりも、「政治」を独占する者がそれに抵抗する者の「政治性」を批判し、「法治」を超越

68) 人民日報2014年2月12日1面の「人民有信仰、国家才有力量」など、主要メディアには「中国夢」への「信仰」を求める姿が顕著である。

する者が「法治」の尊重を謳う、という極度に欺瞞的な状況で、統治される側に「夢」への「信仰」を求めてもそれは無理というものだろう。

そのような中で、「中国夢」はまさに「中国特色」論理の便宜性（＝「中国にとって良いものが良い」）を発揮して、権威的・統制的なやり方を一部緩和し、さらには「自由」「民主」といった西側の「普遍的価値」と見えるものすら許容するなど、妥協的な姿勢を見せている⁶⁹⁾。それは、時に「反憲政」を強く主張する人々にすら、将来の政治的変化への不思議な寛容さ（または自信のなさ）をもたらしている⁷⁰⁾。

このような「中国夢」の揺らぎは、「憲政」が人民の「夢」となる可能性にわずかな期待を残すこととなる。なりふりかまわず人心を引き寄せようとする「中国夢」の必死な姿が明確に示すように、「突き詰めれば人民の夢」であるとされる「中国夢」の存亡は、やはり人民の意思にかかっているのである。その「夢」の下で、憲法の読み方、すなわち憲法が示す「国のかたち」の理解の仕方、またそれを実現するための方法も、人々がその意思を強く示すことで変わっていく。それは、やがて「夢」の内容自体に問いを突き付けることになるだろう。小人はただ、その道程で生じる嵐が激しくないことを祈るばかりである。

69) 2013年12月23日中共中央弁公庁「社会主義核心価値観の培養と実践に関する意見」は、「自由」「民主」もまた「核心価値」の一つであり、「人類文明の優秀な成果」として「受け継がれる」、とする。

70) 許志永の一審判決を受けた2014年1月27日の環球時報社説は、同事件は法律の問題であり「道徳的な是非の弁別の問題と見るべきでない」とする。そして、「自由」や「民主」を掲げる行動について「歴史が彼らをどう評価するかは今後のこと」とするなど、主張内容そのものの当否への言及を徹底して避けている。